

思っております。

○佐藤(観)委員 これは前から問題になったのでありますが、今後接収貴金属の六十二トン予算に組んでおるわけですが、これはまだ法案も参議院で審議中でありまして、しかも三年前か四年前にこれは流れて、なかなか難航している法律であります。ところが、政府が勝手に——先回もこれは理財局長に追突したのですが、銀の問題のときにも、昨年当委員会でも問題になりましたにもかかわらず、勝手に、補助貨幣に使ってしまった。政府のものなら法律によらずに何でもやってしまうのなら、これはもう国会無視ということになりまして、非常に遺憾だと思つておられますが、法律を作らずにどんどん政府が勝手なことをやるのなら、国会なんか要らない。大蔵省だけで勝手にやればいい。そういうことを無視しておやりになるのかどうか、こういう点について理財局長から説明をいただきたい。

○正示政府委員 先般、補助貨幣の材料といまして接収貴金属の中の銀を使用したときに、当委員会御質問がございまして、政府としての考え方を申し上げたのであります。が、われわれといしましては、むしろ法律を出しております建前から申し上げて、できる限りこの法律によりまして、いわゆる特別の処理をいたしたという方針をとって参ったことは、御指摘の通りでございます。ただ、本来の所有権関係から申し上げますと、接収貴金属の所有の關係は、これは現在の民法その他の關係によりましても明確なところがございますので、政

府といたしまして、明らかにその所有に属し、また特定をしておるというふうなものにつきましては、これを処理する権限はあるという点につきましては、従来から法律論としてはさうに御説明して参つたわけでございます。さうな關係から先般銀を使用したしましたが、これにつきましては法律的な見解をはっきりと申し上げたわけでありまして、今日接収貴金属処理法案を提出いたしました、なお従来通りにできる限りこの法律のすみやかなる制定をお願いいたしまして、これによつて正々として特別の処理を進めて参りたいという考え方に変わらざるを得ないという考え方を改めまして、法律の關係から申し上げるならば、その中で特定のものにつきまして処理をする権限が法律にあることにつきましては、これは接収貴金属の中でさうな關係にある金あるいは銀について同様の見解を持っており、また先例も、たとえばIMFの出資等においてさうな事例があるわけでありまして、その点については今申し上げたように考へておるわけでありまして、

○佐藤(観)委員 非常にむづかしい議論で、大蔵官僚の言いそうな発言でございまして、それならば何で法律を出すか。接収貴金属が勝手に使えるなら、何でもこんな法律を出してわざと国会で審議するということにならないうす。こういうような法律無視の精神が、これは岸内閣の大体の構造でありますので、事務当局に言つても悪いですけれども、一体政務次官はどういうふうなことを考へておられるか。法律を出してにおいて、その法律を無視して政府の勝手にやるといふことをやるならば、法律をなぜ出したのかという問

題になるのですが、大蔵政務次官にそのところを御説明いただきたい。

○山中政府委員 法律を出さざる前になぜこういう措置をするかということでございますが、これについては、この法律をもちろんだら提出いたすわけでありまして、私どももいたしましては、接収貴金属のうち、はっきりとあらゆる証書書類その他が法的に完備いたして、疑問の余地のない六十二トン分についての措置をいたしておるのでございます。他にまだこの六十二トンを含めて総額といたしまして約八十五トンぐらいはあると思つておるのですが、そのうち確定したものだけに於いては措置しようとしておるわけでございます。ただ、しかし、一方においては非常に不運の星のもとに生じた接収貴金属処理法案が、たびたび国会において、いろいろな外部的な理由その他によりまして、この法案の本来の責任でない理由等で流れて、今日に至つておりますので、その間の取扱いに苦慮いたしまして、先般の地金の銀の処理の際にも一部おしかりを受ける点があつたのでございますが、法的には何ら疑問のない処置とされるのでございまして、せっかく国会にさういふふうな提案をいたして審議を願つておりますものでありますだけに、私どももいたしましては、今後さういふ疑問が生じないように、すみやかに、接収貴金属処理法案を国会においてぜひとも成立をさせていたいただきたい、そうしていろいろな議論の行われて参りましたこの貴金属論一般についてピリオドを打つてもらいたいということをお願いしておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 非常に詭弁的な意見でありまして、私は、この問題はまたあとで佐藤大蔵大臣から説明を求めますが、当時、銀の地金のおきましても、民間から非常に非難があらました。一緒にやっておるものを政府のものは勝手に処理して、民間の方はどうしてくれるかという非難があつたのです。こういう点について正示理財局長はどういうふうにお考えになるのか。一緒にやっておるものを、政府のものだけに勝手に処理する、民間のものはそのまゝになっておるような形であるのですが、こういう非難をどういうふうに受けるのか、これは片手落ちじゃないかという非難が出てくるわけですが、今回の大蔵省のやり方は非常に理不尽なものであつて、現に法律が参議院で審議中でありまして、これが通るか通らぬかということは今後の問題でありますけれども、しかし、政府のものは勝手に処理する、民間のものはどうでもいいというようなやり方は非常に片手落ちだと考へるので、さういふ点についての正示局長の御意見を承わつておきたいと思ひます。

○賀屋政府委員 先ほど政務次官あるいは理財局長から御答弁がございましたように、接収されました貴金属のうち、特定と申しますのは、あらゆる資料等を総合勘案いたしまして、これは確かにAならAの人が所有しておつた金なり銀であるということがはっきりいたします分につきましては、もともとは接収という行為は没収ではない、つまり所有権は被接収者にあるという法律的な見解をとっておりますので、さういふことはっきりした接収貴金属につきましては、もとの所有者に返すことについては、何ら法律的には疑問がないといふことでございます。それで、政府の分につきましては、銀においてその例を見、また今回IMF出資のために、日本銀行の所有しております金について一部その評価がえをしようといふことでございますが、政府の銀についてさうな措置をとつたのであれば、民間の所有しておる接収貴金属についても同じようなことがいえるではないか、この議論は確かにごもっともでございます。しかしながら、翻つて考へてみますと、民間の接収されまして貴金属の中には、さういふふうな特定しておる、はっきりしておるものもありません。あるいは占領中に、A、B、Cといふ人々の所有権がありまして貴金属を溶解しあるいは混合して形を変えておるものもあるものでございまして、さういふ形を変えておるものにつきましては、民法の一般原則によりますと、関係者の非常に多いこととございまして、なかなか処理がしにくいところから、例の接収貴金属の特別な処理の仕方を定めております法案を出しておるわけでございます。この法案が通りません間に、特定しておる分だけを返しまして、さうでないものを返さないといふことでありますれば、人によつて非常に不公平が生じます。さういふ關係から、民間の特定分だけを先に積極的に政府が返還いたしますことは、行政上適当じゃないのではないかと、さういふ考へでございます。民間の分につきましては、この接収貴金属の処理法案が通りましてから、統一的に、一緒にお返しするのが適當であるといふ考へのもとに、かりにこの返還の要求がありまし

でも、お待ちいただく、こういうつもりにいたしておるわけでありませう。

なお、この接収貴金属の処理法案によりますと、民間にお返しにいたして分には一割の納付金をとることになっていますが、もし特定されずからといって、さきに、この法案の成立前にお返しにいたしたければ、これはとることはできなくなりまして、社会党のおっしゃっておられます点にも反するといふこともございまして、できるだけこれは法案が成立してからお返しするといふことにいたしたいと考えておるわけでありませう。

○佐藤(親)委員 賀屋管財局長が認めておるように、非常にむずかしい問題があるわけですが、そういう問題があるからこそ、法案を出して国会で処理しようとしておるのに、いまだはつきり結論が出ていない先に、都合のいい問題は勝手に処理するといふようなことは、あまりに片手落ちじやないかと、いふことが言われるわけですが、そういう点について、まだ法律案は今参議院で審議中でありまして、これが通るか通らないかわからない。しかも、そういう場合にこういう評価がえをやって、政府だけが勝手にやるというようなことは、どう考えてもわれわれは納得いかない点があるわけですが、これはわが党でもいろいろ問題がありまして、民間の接収貴金属についてはいろいろ議論がありまして、その法案がそう簡単に通るとは思われませうし、今までも、賀屋さん御存じのように、法案が絶えず足踏みをしておる。こういう事態を考へておれば、こういうふうな不的確な評価がえのような予算を

国際通貨基金の中に入れて処理するといふことは、もし万が一それが通らなかつたような場合には、国際上非常な日本の信用がなくなる、こういう結果が出ると思うのです。こういう不的確な予算を計上して、そうして三十四年度補正予算に組んでおるのですが、非常にけしからぬ。しかも、こういう問題が、法案が通らなかつた場合には、これは重大な問題になると思うのですが、何で政府はこのような不的確な予算をこの中へ入れてやるのか、それがわれわれに納得できないのですが、そういう点の納得できるだけの説明をしていただきたいと思います。

○賀屋政府委員 今回のIMFの増資に伴います出資に充てるために、日本銀行所有の金を評価がえをいたしまして、それを特別納付金によって政府が歳入としてこれを見込んでおるのでございませう。今の御質問を伺っておりますが、その評価がえを今すぐいたすようにお考えになっておるようございませうが、私も、あくまでも、この接収貴金属の処理法案が今国会で通過したしまして、それに基づきまして金を日本銀行に返還した後にございまして評価がえをする、こういう予定にいたしておるのでございまして、接収貴金属の処理法案の審議中において評価がえをするといふことではないのでございませう。その点は一つ御了承をいただきたいと思つてございませう。

家の特別な緊急の必要性がある場合におきまして、所有権がはっきりといたしております分については、これを旧所有者に返還するといふことは法律的には何ら差しつかえないのみならず、国家的な要請であるといふことから例外的な措置といたしまして、接収貴金属の処理法という特別な法律がなくても、民法の一般原則に従ひまして日本銀行に返還したしまして、その上で評価がえをする、こういう考えにいたしておるのでございませう。

○佐藤(親)委員 どうもやり方が勝手なやり方だと思つておる。法案が現在まだ審議中であることは賀屋さん御存じの通りです。これが通つたあとでやればいいが、通らぬ場合はどうするか。現にいろいろ民間からも問題があるし、特に久保田委員が、この接収貴金属については、昔から不当財産委員会の問題にいたし、今日まで引き続いて絶えず政府が出されるけれども、この法案が通らない。通らないのはむずかしい理由があるからですか。そういうむずかしい理由があるのに、通るであろうといふことで予算に考えることは、私もどうも納得いかない点がある。的確なこういう理由がある、民間側にもこういうあれがあると、民間側にもこういうあれがある、という親切な態度がほしいと思つて。御承知のように先回も流れて、現在また参議院先議で審議中です。まだきまらな。初めてのことでございませう。何度もう通らなかつたのです。われわれどうも納得いかないし、政府のやつておることは法律無視の傾向があるように考えるのですが、こういう点、われわれが納得いくように説明していただきた

○賀屋政府委員 同じことを繰り返すことにならうかと思ひますが、政府が予算を組みます際には、一応接収貴金属処理法案を国会に提案することを前提といたしまして、その法案が通つた後にございまして、その法律に基づいて処理をいたしまして、この歳入に組むといふことでございませう。通らなかつた場合においてはどうかといふことは、先ほど申し上げましたように、接収貴金属の処理法案といえども、特定物につきましては、特殊の必要がありませう場合には、国が独自の、大蔵大臣の責任におきまして返還をするといふことは一向法律的には差しつかえない、こういう考えをとつておりますので、それに基づきまして返還をいたしまして評価がえをする、こういう考えにいたしておるのでございませう。

それでは、なぜこの特定物のようなものを法律に予定しておるか、接収貴金属処理法案は特定物については全然対象外にしたらいののではないかと、こういう議論が次に出てくるかと思ひます。接収貴金属処理法案は、御承知のように、あの法律が施行される日に、現在政府が保管しております接収貴金属を対象にしておるのでございまして、この中には、先ほど申しましたように、いろいろな資料からはつきり特定されるものと、そうでないものと、いろいろまざつておるわけでありませう。接収後占領軍がいろいろ形を変えて、溶解したりなんかしておりまして、接収した当時のそのまゝの形で残つておりますものもありませうが、そうでなくて、いろいろ混合、溶解して一つのインゴットとなつておるものもございませう。そういうものを特別な規定に

よりまして処理をしようというのが、あの法律でございませう。しかしながら、特定物については、国が勝手に使つたりあるいは民間に返すといふようなことでは、法律の対象にしないといふではないかと議論が出るのであります。特定するかどうかといふことは、もちろん今日たゞいま特定するものもございませうが、今日特定しておるものが特定物のすべてではないのであります。この辺はおわかりにいかと思ひますが、今日接収貴金属で私どもが御預かりしております中には、特定分がたゞさんあるわけございまして、たゞいま問題になっております日本銀行の銀も特定するのでございませう。しかしながら、特定する貴金属はそれのみではないのでございまして、本人からの申請をとり、それから今後いろいろな方面から資料を収集したしまして、あるいはあの法律によりまして審議会を構成いたしまして、審議会の委員の方々の御意見をいろいろ伺つて、その上で特定するものもまた今後たゞさん出てくるわけございませう。ある日時を限りまして特定物はずした法律を作るといふことは、法律技術的に非常にむずかしいのでございまして、従ひまして、現在の法律は、法律が施行される日現在貴金属を特定しておらうが特定しておるまいが、全部対象とした、そういう法案の構成にならざるを得ないのであります。そこで、その法案が通らなかつた場合においては、特定物につきましては、先ほど申しましたように民法の一般原則からいって、好ましくないといへばいいるかも知れませんが、別に国家的に緊急な要請がある場合がございませう

ば、例外的な措置としてこれを処理しようというわけでごさいます。法律的にはこれは問題がない措置でなからうかと思ふのであります。

○佐藤(観)委員 どうもわからないんです。あなたは勝手なことばかり言っている。国家的な緊急なことというのは、今度初めて予算に入れたものだから緊急だという。それでは、法律を二つにして、民間の分と政府の分と別にして出せばよかったんです。今になって緊急というのは、予算に組むから緊急というのでしょうか。そういう点でもわれわれは納得がいかない。そういう勝手な解釈、今度予算に入れて国家的に緊急だということならば、なぜ五年前、十年前に入れたかつたかという疑問が起るわけなんです。そういうことが、政府は民間に対しては勝手なことをするといふ一般民衆からの非難を受ける原因になるのだと思ふのです。なぜ二つ法案を出さぬか。私たちとしてはその点が納得のいかない点なんです。

○正政府委員 私が先ほどお答えいたしました点に少し不明確な点があったと思ひます。管財局長が申し上げておたします。管財局長が申し上げておたしますように、接収貴金属処理法というものは、新しい権利関係を作るものではない、権利関係は現在の法律ではつきりしてある、処理法というものは返還の手続を定めるものである、こういうことをまず最初に申し上げなければならぬと思ふのであります。

そこで、その手続に關連をいたしまして、先ほど管財局長からお話し申し上げましたように、事務管理の費を国にいただくという規定が、御

承知のように入っているわけでごさいます。そういう關係で、返還の手続に關連して法律をお定め願わなければならぬので、民間の分はなかなか法律の成立を待たずしてお返しするということではできない。しかしながら、國なり日本銀行の分につきましては、權利關係がはつきりいたしておりますから、万一法律が不成立になりまして、これは好ましいことではございませぬが、やむを得ず処理する道はございませぬ。こういう意味で不確定ではないというのを申し上げたわけでありませぬ。ちょうど補助貨幣の材料に銀を使ひましたことと同じでございます。

○佐藤(観)委員 今の正示君の話はまたあとにして、国家的な緊急性と言ふが、賀屋さん、それなら前にも、当然、これはこういうふうに使ふならば、五年前、十年前にも、あるいは七、八年前にも作られたはずなんです。今度予算に組んだから緊急性があると言ふことは押しつけることだと思ふ。こういう点について、国家的緊急性というものは、去年おとしはそれがなかつたかという点になる。そういうふうにあつて理由をつけることは、今度補正予算に組んだからこういう理由をつけるという点になると思ふんです。が、その点われわれの理解できるやうに説明していただきたい。

○賀屋政府委員 例外的な処理として国家的な緊急の必要に基いて処理する場合には、あの法律によらなくてもいいということを申し上げましたが、御承知のように、接収貴金属の処理法案は、一番最初出したのは十九国会でございまして、昭和二十九年でございませぬ。それから今日まで成立を見て

おらないのでございませぬが、その間にございましては、別段接収貴金属をどうしても用いなければならぬというやうな必要性はなかつたのでございませぬ。昨年の通常国会で、接収貴金属が、それまでは大体継続審議になつておつたのでございませぬが、昨年は、解散の關係もございまして、通常国会において廃案となりまして、法律の空白状態があつたわけでございます。その間にございまして、ちょうど造幣局におきまして貨幣鑄造用の銀が払底いたしました。どうしてでも接収されておる、もともと國が持つております銀を使わざるを得ない、こういう緊急の要請があつたわけでございます。またまた法律も継続審議にもなつておらないというときでございませぬので、先ほど来申しておりますやうな民法の一般原則によつて特定しております分を、國の所有に返したわけでございます。それを私は言つておるわけでございます。今度のIMFの出資につきましても、手続が十月に行われるのですが、その点は為替局長が御座られますので御質問願ひたいと思ひますが、今年の秋にどうしても払い込みをしなければならぬ、こういう要請があるわけでございます。私どもはもちろんな接収貴金属の処理法案が今国会におきまして成立いたしますことを期待いたしております。私どももその努力をいたしておりまして、この法案が通りましてあつて、評価がえをするというのを、予期はいたしておりますが、万が一にも通らなかつた場合におきましては、やはりこれは、國際的な關係からいひましても、國家的にどうしても必要な

処理といたしまして、これを日本銀行の所有に返すという処理をせざるを得ないと存じておるわけでございます。そのことを申し上げておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 相当無理なやり方だと思ふ。通らなければ勝手に処理して日銀に返す。通ればいいけれども、通らなければそれでやるといふことは法律無視だと思ひますが、しかし、國際的な緊急性、それについて、為替局長から、どういふわけであつたかといふことを、われわれの納得のいくやうに説明していただきたい。

○酒井政府委員 それでは國際的な關係を順序を追つて説明申し上げます。と、御承知のように、昨年の十月にインドのニューデリーでIMF及び世銀の總會がございまして、その席上において両者に増資をするという一般方針が總會の間で認められました。しかし、どういふふうな割当でいくかという總會の決議をする原案、あるいは草案と申しますか、そういうものを理事會で検討しようといふことで、理事會に委任されたわけでございます。そこで、理事會といたしましては、その後検討の結果、十二月十九日に理事會としては一應の増資の草案を決定しまして、これを總會の投票に付するやうに勧告したわけでございます。その勧告は十二月二十二日に各國總會に送附されました。そして同月の二十九日にそのことが発表されたわけでございます。この間の月曜日でありますが、こちらの日でございます。三日、火曜日でございませぬ。そういうことでありまして、その後の連絡によりまして、こ

としの一月三十一日に——これはまだ非公式でございませぬが、日本から出ております理事會から電報がありまして、三十日の正午現在でIMFは八〇%以上が賛成投票をした、それから世銀の方につきましても四分の三の多数の決議は得られたといふことを、向うから言つて参つたわけでありませぬ。それが確認されたので、これはそのため措置を要するといふ事態が発生したわけでありませぬ。投票の最終期限は二月二日でありませぬが、昨日になりました。公けに全部賛成であるといふ通知が参りましたので、そこで一応基金、世銀とも増資を決定したわけでございます。これからの手続でございませぬが、世銀につきましては本年九月一日まで、それからIMFにつきましては今年の九月十五日までに國內のあらゆる措置を完了いたしまして、そうして日本は同意をするという通知をしなればいけなかつたことになっております。基金及び世銀の協定の第何条でありますか、要するに五分の四の多数を要する。加盟國といふのは、日本がやりました場合には、日本自身がさらによろしいといふやうに言わないと、日本の増資は実現しない、そういう規定になつておりますので、その通告を世銀については九月一日まで、IMFについては九月十五日までにしなければならぬ。その通告をいたします前には、債務負担行為でございませぬので、従つて國會の御承認を得なくちゃならぬ。それには、補正予算、所要の法律、そういうものをすっかり整備をして、そうしてそれに間に合せなくちゃいけなかつた。現実の払い込みは、IMF

は十月十五日が払い込み期限になっております。それから世銀の方は十二月三十日ということになっておりますが、少くともその同意をいたします前提として、国内の予算措置を必要とする、こういうこととさせていただきます。

なぜ緊急性があるかという御質問だろうと思いますが、日本は、実は、一昨年の総会で、基金が今のような規模では世界経済を安定させるには足りぬのじゃないか、もう少し増資をしたらどうかという提案を、一昨年はいたしておりました。去年も総会においてそういう話を出したわけでありまして、そういうわけでございます。IMF世銀というふうな国際的な公的機関、しかもそれは日本が理事国として加盟しておりますが、そういうことにきまりました。場合に、これをじんぜん日を延ばして、これは国際的感覚からいっていいか、であるかということとあります。そこで予算措置をいたしたのであります。ところが、当時はもうすでに本予算はきまっております。あと財源をどうするかということになりまして、日銀の保有金のうちまだ旧法によって低く評価されております差額を評価し直したかどうか。これは一応評価をいたしまして、金を買ってIMF、世銀に出資をいたしまして、たとえばIMFにつきましては、いわば第二線準備といいますが、一昨年の基金に際しましては一億二千五百万ドルのドルの買入れをいたしております。出資と申しますか、割当額の半分まではいつでも貸してくれる。七五%までは貸してくれるわけでありまして、半分まではあまり文句を言わずに貸してくれるというところであれば、第二線準備として国際収

支が変動する場合にすぐそれを利用してできるということでもって、日銀が金を持っておることと実態はあまり変わらぬというか、その倍額借りられるというところで、第二線準備で日銀が持つておる金であるが、IMFに出資した額であるが、要するに外貨準備の一部と考えてよろしい。そうすれば国民経済に対してそれは影響はないのではないかと意味で、財源を探し出したわけでありまして、ほかに適当な財源もございせんので、これをお願いし、そうしてまた、一方、国会で御審議中の現在の接収貴金属の処理法案が、私どもは必ず今度成立していただけたという確信のもとに、あれが成立いたしました場合は、審議会にかけようと思っております。

○佐藤委員 どうも為替局長の御答弁は緊急性がない。あなたの思いつきでやったように思うのですが、社会党にはなかなか強硬論者がおりまして、あなたが考えておるようには安直には通らないと思っております。安直には通らないし、今度二度も三度も流れたのですが、そういう点で説明に納得できない点もありません。これは質屋さんの責任ではありませんが、こういうようなむずかしい法律を出す前に、今日銀の所有のものと民間が所有しておるものを別個に法案を出せば、ある程度理解ができると思うのです。ところが、今日になって急に二、三日前に電報が来たからどうのという為替局長の説明で、日本の国際的な関係があるからということを出されることは、いろいろ大蔵省の解釈もあると思うのであります。この接収貴金属の問題が長い間の問題になっておりまして、国家のやり方について民間が実際にいろいろな犠牲になっておる。それから、しかも、この接収貴金属の中には、的確に自分の個人の名前まで入っているものがある。そうであるが、そういうような問題とからいっていろいろな問題がある。それだから、そういうめんどうなことを処理しなければならぬような問題ならば、なぜ今日銀の持つておる金銀、そういうものを別個の形で法律で出すことができなかったかという点を疑問に思うのですが、その点はどういういきさつになっておったのか、質屋さんにちよつと説明をしていただきたいと思っております。

○賀屋政府委員 接収貴金属の処理法案は今日御審議を願うことになっておりますが、最初に提案いたしましたときから、最初提案いたしましたときから、つまずきと考案を交えておりました。つまり法律的には接収ということには没収ではない。所有権はもとの所有者に属する。所有権はもとの所有者に属する。接収というのが敗戦に伴う特殊のケースでございまして、しかも接収された貴金属は膨大な数に上るし、関係者も非常に多い。戦後においてはとかくいろいろな風評も立ってございまして、これを処理するにつぎましては、一つはとにかく国会の御審議を経た法律によって処理するのが妥当ではなからうか、こういう政治的理由からいたしまして、民間のものも政府のものも、あるいは特定しておるものも特定しておらないものも、すべてを対象といたしまして、事実関係その他につきまして、国会の御審議を十分経た法律によって処理するのが妥当ではないか、こういう考えであつた。形の上からいって、案を出して次第であります。技術的に申し上げれば、もちろん国のものと民間のものを切り離した法律を出すということも、理論的には可能でありましょう。また、特定物と非特定物を分けまして、特定物は民法の規定で法律が要らないというならば民法の方をまかせておいて、不特定物だけを対象とした法案を出したらいいというふうな議論も成り立ち得るわけでございます。私どもは、先ほど申し上げましたような観点から、とにかくこれは一べん全部法律の対象といたしまして統一して処理したい。こういう考えでもってあの法律を出しておるわけでございます。また政府と民間の分を区別した法律を出すという考え方もございまして、先ほど申し上げておりましたように、政府の持つておりました、接収された貴金属と民間人の持つておりました分とが、占領軍の接収中におきまして混合して形を変えておる、こういうふうなものもあるわけでございます。それを切り離して処理するということは困難でございます。その分も統一して処理する、こういうことになっておるわけでございます。それから、特定分と不特定分を分けて法律を出したらどうか。この議論につきましては、先ほど申し上げましたように、特定、不特定というものは結果的にわかることとございまして、もちろんある一時に特定しておるものもあるわけでございますが、そのみに限らない。あとから、いろいろな資

料によって、あるいは本人の申し立てによって特定するものもあるわけでございます。それをある一時の特定分を除いたものを対象にする法律も理論的にはどうかというふうなこととございまして、私どもは、もちろん、この民法の規定からいって特に法律の規定が必要がない、そういうものであります。また、とにかく全部を対象にした法律案を国会の御審議を経まして、通過いたしました成立しました法律によりまして処理するのが一番妥当ではないか、こういう考えでおるわけでございます。

○平岡委員 関連して。補正予算の財源は日銀に保管の金地金の評価益によるかなり無理な政府の提案の仕方なのですが、どのつまずきか、酒井さんのおっしゃる世銀とIMF、この二つへの出資のためにこんなことをしなければならぬ、こういうお答えでありましたが、私どもも世銀並びにIMFに対する出資の増額、この必要性は社会党としても認めます。しかし、必要性を認めるからといって、緊急性を直ちに認めるわけにはいかぬ。あなたのお答えを聞きますと、出資の応話の時期が世銀において九月一日、払い込みの期限が九月三十日、片やIMFにおきましては、応話の時期が九月十五日まで、払い込みが十月十五日、こういうこととありますから、なお八カ月あるわけですね。そこで、あなたの必要性を緊急性にすりかえておる御回答に対しては、私どもは満足いたしておりません。もう一回緊急性の点を一つ御説明をお願いしたい。

○酒井政府委員 繰り返して承りました。ただ、いろいろな資

おる取り扱いだと思ふのでござい

それから、昨日の議論とまた逆に、
本日は予算措置が早かつたのではない
かという議論があるのであります。
すなわち、あと数カ月を残して具体的
に払い込みの時期がくるのであるか
ら、予算措置は、今国会においても本
予算が参議院に行つたあと、あるい
は成立の見通しがついたあとと等の時
期、もしくは次の臨時国会という話も
ありませんが、そういうあとの措置等
でよかつたのではないかと議論も
ありますけれども、御承知のように、
昨年の予算編成の際におきまして、ベ
トナム賠償のつけ落とし等で非常におし
かりをいただきましたので、あつものに
たりてなまを吹くわけじゃございま
せんが、手落ちのなからざるようにと
いう念願が、なるべく早い機会に、し
かも早い機会とは、予測し得る予算編
成の材料ではございしますが、対外的な
国際機関に対する日本の責任振込額の
決定についてでありますから、スケ
ジュールのつとりました理事会の投
票が最終的に締め切られた日の直後と
いうことで、最も早い時期という意味
を含めまして御提出をしたのでござい
まして、もしこれを提出せずにおきま
すと、予測されるものをなぜ財政法に
のつとて予算に組まないかというよ
うなおしかりが逆にあるので、政
府といたしましては、最大限の技術的
な、そして良心的な努力の結果がこの
措置であるとお考えをいただきたいと
思います。

○佐藤(観)委員 山中政務次官はなか
なか答弁がうまいので、口でだますの

がうまいから、今の話についても了承
はできませんけれども、この問題につ
いて私が申し上げたいのは、為替局
長、理財局長、その他管財局長もおら
れますが、大蔵省のこういう方々は、
ややもすると、事務的なことに追われ
て、国会を無視してやるような傾向が
ある。国会があるにもかかわらず、
ず、しかも国会の開会中に、ただ事務
的な処理が必要だということ、勝手
な解釈でどんどん無視してやられると
いうことに對しては、十分に検討して
いただきたいと思います。こういうふ
うに考えておる。また、いづれ大蔵大
臣が来られますからいろいろ伺うつ
もりであります、そのことについて
は他日に残しまして、今日はそのこと
はこれで終ります。

もう一つ。これは質屋さんに関係の
ある法律であります、今度連合国財
産の返還の処理についていろいろの問
題があるわけでありまして、その処理に
ついては、実は、私の方へ、早くやっ
てくれというのと、こういうような
ことをやつては困るといううな、両方
の強い陳情があるわけでありまして、こ
の法律は、この間山中政務次官から簡
単な説明を聞きましていただいても、ど
ういういきさつがあるのか、私たちは台
湾に行つたことはありますが、私たち
から帰つてきた人々の中には不幸な人
もあり、また一部において銀行の方の
方が非常にうまいことをやつておるん
じやないかという疑問もあるようであ
ります。両方からの陳情を私は受けて
おりますので、この連合国財産の返還
の処理についてのあなたの方の心がま
え一つお知らせ願いたい。

○賀屋政府委員 ただいま御審議を

願つております連合国財産の返還等に
向う損失の処理等に関する法律案でござ
いまして、この提案の理由の説明に
つきましては、すでに本委員会におい
て済んでおるわけでございます、そ
の中にも述べたところの、戦時中
に、御承知のように、戦時中
におきまして英、米、蘭等の当時の敵国
人が持つておりました財産は、敵産管
理法によりまして、日本政府の命令に
よりまして、敵産管理人がこれを管理
いたしました、そして、希望者があり
ました場合に、これを日本国民に売却
という措置をとつたのでございまして、
売却いたしましたときの代金は、これ
を横浜正金銀行に設けられておりました
特殊財産管理勘定の中に入れてしま
して、敵国人の名義でもって保存して
おつたのでございまして、戦争が終結
いたしましたので連合国占領軍が参りま
して、その指令によりまして、元敵産管
理人から買い受けた敵産の所有者は、
もとの連合国人に返還をしろ、こうい
う命令が参りました。そこで、日本政
府から命令をいたしましたのでござい
ます。その際に無償で返還させたかと申しま
すと、そうではないのでございまして、
一番最初に敵産管理人から買いま
すときに払い込んだ代金が今のよう
にあるわけでありまして、その代金は別
途返還を命ぜられた人に返したわけ
でございまして、しかしながら、御承知の
ように敵産を買いましたのは戦時中
で、十七、八年ごろでございまして、
この返還を具体的にさせられましたの
は、戦後二十三年、四年から、おそい
は三十年ごろまでずっとあるわけ
でございます。その間におきまして、不動

産その他一般の物価は非常に値上りを
いたしておるのでございまして。にもか
かわらず、先ほど申しましたよう
に、財産は返した、そのかわりに受け
取つたものは一番最初自分が買つた
ときの代金だけであるということで、そ
の間に非常に損失が出ておるわけでござ
いますので、その損失の処理をどう
するかというところにつきましては、返
還関係の規定いたしましたとおり政令が
三本ございまして、一つは連合国財産
の返還等に関する政令、それから株式
について同じようなことが起りました
ので、連合国財産である株式の回復に關
する政令、もう一つは譲渡政令と申し
まして、連合国財産上の家屋等の譲渡
等に関する政令、この政令の中にそれ
ぞれ損失の処理あるいは損失の補償に
ついてはあとで法律を定める、こう書
いてあるわけでございます、法律を
出すというところをお約束しているとい
う形になつておるのでございまして。と
ころが、今日までこの政令が出ました
のは、返還政令は昭和二十六年、それ
から株式の回復政令は二十四年、譲渡
政令は二十三年というふうに相当古い
のでございまして、今日約十年をたち
ましてまだ法律が出ておらなかつたの
でございまして、この法律が出なかつた
点につきましては、毎国会と、当大蔵委
員会におきまして、ある委員の方か
ら、怠慢ではないか、どうしてこの法
律を早く出さないかという御質問をた
びたび受けておつたのでございまして
が、いろいろ政府において資料の検討
ということもございまして、また政
治的には他の戦後処理に対する措置と
の関連ということもございまして、今
日まで踏み切り得なかつたのでござい

ます。しかしながら、もうおおむね戦
後処理も完了いたしました、残されて
おるのは本件だけということになりま
したので、このあたりで法律を出すの
が適當ではなからうかというわけで、
今回法律案を提出したわけございま
す。今のお話の中に賛否両論があると
御指摘になりましたが、まさにその通
りでございます、考えようによつて
は、そういう敵産を買つた人に対して
今さら補償する必要はないではないか
という議論をする方もございまして、
なお、法律で今までも出すと約束して
おきながら今日まで出さなかつた、不
当に権利を侵害されてそのまま放置し
ておくのはけしからぬじゃないか、こ
ういふ議論も片一方では成り立つわけ
でございまして。ことに、法律が具体的
に財産を返しましたのは個々ばらばら
の時期であるにもかかわらず、この損
失の補償をあとから、今後この法律に
よつて一気に追つかけて行つ、こうい
う形でございますので、損害の処理、
損失の発生の時期の見方等につきま
してもいろいろ困難な問題がございま
す、私どもはこの法案において考えてお
りますことは、他の戦後処理との関連
等も十分考慮いたしました、この程度
の損失処理は、法律的に考えましても、
当然すべきことであり、かつ行き過ぎ
た補償でもないという観点でもつて、
この法案を出しておる次第でございま
す。

○早川委員長 それでは、質疑はこの
程度にとどめ、理事辞任の件について
お諮りいたします。

理事であります福田一君より理事を
辞任したいとの申し出があります。こ
れを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○早川委員長 御異議なしと認めま
す。よって許可するに決しました。

なおまた、理事である綱島正興君が
本日委員を辞任されましたので、ただ
いま理事辞任を許可いたしました。福
田一君と計二名の理事が欠員となつて
おります。

続いて理事の補欠選任を行います。

これは先例によつて委員長に御一任願
いたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」〕

○早川委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、それでは委員長において
押谷富三君及び山下春江君をそれぞれ
理事に指名いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来
たる十日午前十時より開会することと
し、これにて散会いたします。

午後零時五分散会